

厳格な確認手続きを行うために生じる困った事例を紹介

口座開設時における こんなときどう対応する？

本項では、口座開設時に対応に困るケースを5つ挙げて、正しい対処法や確認方法を解説します。

保志秀一

●本人確認・取引時確認の厳格化の流れ

1989年7月	FATF（金融活動作業部会）設立
1990年4月	FATF が各国へ『40の勧告』を提言
1990年6月	大蔵省等が「顧客の本人確認義務等に関する通達」を发出 （口座開設時等に本人確認を実施することに）
2000年2月	組織的犯罪処罰法施行
2001年9月	米国で同時多発テロ事件発生
2001年10月	FATF が「テロ資金供与に関する特別勧告」を公表
2003年1月	「本人確認法」施行（本人確認手続きが法律で義務付けられることに）
2003年6月	FATF が『40の勧告』を再改訂
2008年3月	犯罪収益移転防止法完全施行
2008年10月	FATF が「対日審査相互報告」で日本を厳しく評価
2013年4月	改正犯収法全面施行。「本人確認」から「取引時確認」へ移行
2014年6月	FATF がマネロンおよびテロ資金供与対策に関する迅速な対処を促す声明を公表
2016年10月	改正犯収法施行予定（さらに取引時確認が厳しくなる予定）

蔵省等から「顧客の本人確認義務等に関する通達」が発出され、金融機関等に対して本人確認実施の要請がなされました。ただし、このころは通達であり、金融機関のほうで自主的に行っていたといえます。

そして、2003年1月に「本人確認法」が施行。金融機関等に対し、法律で、お客様の本人確認の実施および本人確認記録、取引記録の作成・保存が義務付けられたのです。

さらに2003年6月のFATFの新たな『40の勧告』を受け、2007年3月に犯収法が成立し、2008年3月から全面施行されました。これに伴い「本人確認法」「組織的犯罪処罰法5章」は廃止・削除され、その内容は犯収法に盛り込まれることになりました。

ただし、わが国がこうした対応を取ってきたにもかかわらず、FATFからは、対策が不十分だと厳しい指摘を受けてきました。20

金 融機関が口座開設時に行っている取引時確認は、犯罪収益移転防止法（以下、犯収法）に基づいて行われています。犯収法は、マネー・ロンダリング（資金洗浄。以下、マネロン）やテロ資金供与等の防止を目的としています。

このマネロン対策やテロ資金供与対策は、1国のみが規制しても、相対的に規制の緩い国で行われる傾向にありますので、国際的な協調が不可欠となっています。

その中でわが国もFATF（金融



お客様から「昔は簡単に口座開設できたのに」と不満を言われた

活動作業部会）の勧告等を受けて、現在のような取引時確認を行うことになりました。

ただ、以前は口座開設時に現在の厳格な確認が求められていなかったため、そのようなときは手続きしかなかったお客様からは、本ケースのような不満が聞かれることもあるでしょう。

●FATFから何度も 厳しい勧告を受ける

ここで、どのような流れで現在のような取引時確認が行われるようになったのか、整理しておきましょう（図表）。

マネロン対策における国際協力を推進するため、FATFが設立されたのは1989年です。

FATFは、1990年4月にマネロン対策として『40の勧告』を策定し、各国へ提言しました。

『40の勧告』では、金融機関等に対して、お客様の本人確認および疑わしい取引の報告等を義務付けることを提言したのです。

わが国ではこのような国際的動向を受けて、1990年6月、大

08年に公表されたFATFによる対日相互審査報告では、『40の勧告』の重要部分である「顧客管理措置に関する勧告5」について厳しい評価を受けたのです。

そこで政府は2011年4月に改正犯収法を成立させ、2013年4月から同改正法が全面施行されました。ここでは金融機関における事務については従来の本人特定事項の確認だけでは足りず、それ以外に取引を行う目的や個人においては職業（法人においては事業内容）等を確認することが追加されたのです。

それでもFATFは、日本が過去に指摘された不備事項を改善しなかったとして、2014年6月、マネロンおよびテロ資金供与対策に関する迅速な法整備を求める声明を公表。そのため日本では犯収法を再度改正し、2016年10月から施行される予定です。

●法律で義務付けられた 確認であることを説明

以上のような経緯で、わが国の

Point

- 取引時確認は、犯罪行為防止のため、法律で義務付けられていることを説明し協力を依頼する
- 確認が厳格化された経緯を頭に入れておき説明を行おう